自由権規約委員会の総括所見に対する日本政府コメント に関する意見書

2010年(平成22年)1月22日 日本弁護士連合会

第5回政府報告書に対する国際人権(自由権)規約委員会総括所見についての日本政府コメントが,2009年12月24日に国際人権(自由権)規約委員会(以下「委員会」とする。)に提出され,翌25日に外務省のホームページに公表されたことを受けて,同コメントに関する当連合会の意見を取り纏めた。

以下,日本政府コメントのフォローアップ項目ごとに,日弁連の意 見の趣旨と理由を述べる。

第1 コメントの前書きについて

1 意見の趣旨

コメントの前書きにおいて,「人権侵害救済機関の創設,個人通報制度を定めている関係条約の選択議定書の批准等を」日本政府として「重要な課題と位置づけて取組んでいく」と約していることを高く評価するとともに,その早急な実現を強く求める。

2 意見の理由

このコメントには改善すべき点はある一方で,同コメントは,「フォローアップを求められた右勧告事項の現状は以下のとおりである。」としており,最終的な回答ではなく,今後の進展があり得ると示されていることが注目されている。

また、フォローアップ条項ではないが、総括所見中の重要改革課題である「人権侵害救済機関の創設、個人通報制度を定めている関係条約の選択議定書の批准等を」日本政府として「重要な課題と位置づけて取組んでいく」と約している。この点は、政府はこのフォローアップ・コメントにおいてコメントを求められていない事項について、あえて重要事項としてコメントしたのである。日弁連はこのようなコメントを高く評価するとともに、人権侵害救済機関の創設、個人通報制度を定めている関係条約の選択議定書の批准等の早急な実現を強く求める。

第2 死刑制度の改善について(第17項)

1 死刑判決について必要的上訴制度の導入について

(1) 意見の趣旨

政府の回答は死刑判決について必要的な上訴制度を導入することを求められた勧告への実質的な回答となっていない。

(2) 意見の理由

委員会は、「上訴権を行使しないまま有罪とされ死刑を科される被告人の数が増加していること」に懸念を表明し、「締約国は、死刑判決に対する(上訴審における)再審査を義務的とするシステムを導入」することを求めた。

これに対して,政府は「我が国の刑事訴訟手続においては,三審制の下で有罪の認定及び刑の量定等について上訴が広範に認められ,また,死刑事件では必ず付される弁護人にも上訴権が付与されており,現に,死刑判決がなされた多数の事件で上訴がなされている状況にある。」と回答した。

この回答は,実質的な回答となっていない。上訴権を行使しないまま死刑が確定し,執行された人の数は,1993年以来26名に上り,被執行者全体の三割を超えている。この中には,第一審で無期懲役判決を受けながら,控訴審において死刑を言い渡され,上告することなく刑が確定した人も2名含まれている。2009年は,死刑を執行された7名のうち,過半数の4名について,第一審限りで死刑が確定していた。本来,生命刑である死刑判決には,誤りは決して許されない。その刑罰としての特殊性と重大性ゆえに,刑事訴訟法における控訴,上告の制度について,死刑判決が下された事件については,被告人がそれを望むかどうかに関わりなく,控訴審,上告審における審理が確実に実施されるよう,必要的上訴制度が導入されるべきである。

2 再審請求中や恩赦の出願中の死刑執行停止について

(1) 意見の趣旨

回答は再審請求と恩赦の出願に死刑の執行停止の効果を求めた勧告に対して、これを実質的に拒否する回答となっている

が、その理由は示されていない。

(2) 意見の理由

委員会は、「再審や恩赦の請求に死刑の執行を停止する効力がないことを、懸念を持って留意する」とし、「再審請求や恩赦の出願による執行停止効を確保すべきである。執行停止の濫用を防止するため、恩赦の出願の回数には制限が設けられてもよい。」と勧告した。

これに対して政府は「我が国の制度では,死刑事件の再審又は恩 赦請求に執行停止の効力はない。ただし,死刑執行命令を発するに 当たっては,その重大性にかんがみ,再審請求や恩赦の出願につい ても,回数にかかわらずその事情を十分斟酌することとしている。」 としている。

この回答は拒否回答であるといわなければならない。実務運用においては,再審請求中や恩赦の出願中に死刑が執行されることは確かに稀であるが,過去にはそのような執行の例もあり,これらの請求による執行停止の効果を刑事訴訟法を改正して明記するべきである。

3 死刑確定者と再審請求を担当する弁護士との無立会面会について

(1) 意見の趣旨

死刑確定者と再審請求を担当する弁護士との無立会面会を求める勧告に対する回答は,現行の実務の改善のため法的な担保措置を含めて改善の要否について検討を行うとしており,この点では一定程度評価できるともいえるが,「改善の要否」についての検討にとどまっている点で極めて不十分である。

(2) 意見の理由

委員会は「裁判所が再審開始を決定するまでは,死刑確定者と再審請求を担当する弁護士との面会に刑事施設職員が立会い,監視をすること」に懸念を表明し,「死刑確定者と再審に関する弁護士との間のすべての面会の厳格な秘密性を確保すべきであ」ると勧告した。

これに対して,政府は「再審開始決定が確定していない死刑確定者と弁護士との間の面会については,刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律に定める一定の要件が認められる場合に,刑事施設の長の裁量により,職員の立会いなどの措置を省略することができることとされている。

上述の「一定の要件」が認められない場合には,死刑確定者の収容の性質上,身柄の確保が特に強く要請されること及び心情を把握する必要性が特に高く認められることから,面会には職員が立ち会うこととなるところ,『一定の要件』の有無の認定は,画一的に行うことなく,個別の事情に照らして慎重に行っている。指摘について、法的な担保措置や運用の改善の要否について検討していきたい。」としている。

この回答は,現行の実務の改善のため法的な担保措置を含めて改 善の要否について検討を行うとしており,この点では一定程度評価 できるともいえるが,「改善の要否」についての検討にとどまって いる点で極めて不十分である。いま迫られているのは,改善の「要 否」の検討ではなく、いかなる改善を、どのように達成していくか という検討である。また,死刑確定者の身体の確保並びに身上把握 の必要性を過度に強調する従来の立場がここでも重ねて強調され ており、こうした基本姿勢自体が、人権保障および刑事被収容者処 遇法の立法趣旨に反するものと言わなければならない。すなわち, 訴訟を担当する弁護士との無立会面会は,現行法下においても 原則的な態様として想定されていたものである(平成18年4 月5日参議院法務委員会における杉浦正健法務大臣答弁ほ か)。法改正に先立ち,ただちに実務における運用を全面的に 改めるための検討を開始すべきである。そのうえで,委員会の求 め る よ う に , 厳 格 な 秘 密 性 を 確 保 す る た め , 刑 事 被 収 容 者 処 遇 法の法施行後5年目の見直しの際に法を改正し,刑事弁護人と 同様の秘密面会を保障することとすべきである。法令の改正に 関しては,秘密接見が原則であることを明記した上,例外とし てこれを制限できる要件は,法律でのみ定めることができる, 厳格な要件として規定されなければならない。また,秘密接見 の制限を認めることは許されても、接見自体を禁じることは許 されない旨を明記すべきである。

第3 代用監獄制度と刑事弁護に関する改革について(第18項)

1 代用監獄制度の廃止について

(1) 意見の趣旨

「長期に及ぶ取調べと自白を得る目的での濫用的な取調方法の危険」を避けるためには,日弁連が一貫して求めてきたように,代用監獄を廃止するしかないのであって,政府が拘置所の不足,面会の便宜,警察機関内部における捜査と留置の分離を徹底する措置を講じていることなどを根拠として,代用監獄の廃止をしない言い訳とすることは許されない。

(2) 意見の理由

委員会は「委員会は,刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律のもとで,捜査と拘禁の警察機能が正式に分離されたにもかかわらず,代替収容制度(代用監獄)は,そのもとで被疑者が,捜査を容易にするために 23 日間にも及ぶ期間,保釈の可能性なく,特に逮捕後の最初の 72 時間においては無土へのアクセスも限定された状態で,警察の拘禁施設に拘禁されうるものであり,長期に及ぶ取調べと自らを得る目的でを繰りな取調方法の危険を増加させることについるの保険を重なし、「締約国は,代用監獄制度を廃止すべきであり,あるいは,規約第 14 条に含まれるすべての保定完全に適合させることを確保すべきである。」としている。

これに対して、日本政府は「日本の刑事司法制度においては、被疑者の逮捕後、最長20日間という比較的短期間の勾留期間内に極めて広範かつ綿密な捜査を遂げ、起訴又は釈放の判断を行うことが求められているため、被疑者の勾留場所には、 捜査機関と近接した場所であること、 取調室等の設備が十分に整備されていること、という条件が必要である。」とし、拘置所の不足、面会の便宜、警察機関内部における捜査と留置の分離を徹底する措置を講じていることなどを根拠として、代用監獄の廃止が困難であることを示唆している。

しかし、警察拘禁が20日間も継続される制度は世界的に類がなく、その問題点が指摘されながら、30年余が経過した今日におい

ても,拘置所を作ることができないという言い訳は成り立たない。 「長期に及ぶ取調べと自白を得る目的での濫用的な取調方法 の危険」を避けるためには,日弁連が一貫して求めてきたように, 代用監獄を廃止するしかない。日弁連も直ちに全面的に代用監獄を 廃止すべきと主張しているのではない。事情により弊害の大きい否 認している者や少年など被疑者の収容から廃止していけばよいの である。

2 弁護士と秘密裏に接見できる権利,法的援助にアクセスする権利に ついて

(1) 接見交通権について

意見の趣旨

政府回答が接見指定制度そのものの廃止には言及していないことは不十分である。政府回答に指摘されている通達は,接見の申出があっても休憩または食事時間までの取調べを認めて接見申出に取調べの中断効も認めず取調べを優先させていることも問題である。

意見の理由

委員会の総括所見は接見指定制度にもとづく弁護人との接見の拒否がなされている事実を指摘し、39条3項を削除することを求めていた。

また,刑事訴訟法第37条の2を改正し,勾留決定の時からではなく,逮捕されたときはもちろん,任意同行され,取調べを受けている時点から国選弁護人の選任を受けられるようにするべきである。

足利事件においても、任意同行中に虚偽自白を強いられ、その後に逮捕手続がとられている。わが国における任意同行は実質的には拘禁状態と同視すべきであり、身体拘束期間の制限や国選弁護人の選任などに当たっては、任意同行され、取調が行われている状態にあるときから、逮捕時と同様の保障を行うようにすべきである。身体拘束を受けた者は法律扶助を受ける権利を有することは自由権規約委員会の個人通

報事件に対する見解の中でも明らかにされているっ。

現行制度では,長期3年を超える法定刑の定めのある犯罪についてでなければ,国選弁護を受けられないこととされているが,身体を拘束されているときには,犯罪嫌疑の性質に関わりなく国選弁護人の選任を受けられるようにするべきである。

このような総括所見に対して,政府は「日本の刑事訴訟法第39条第1項は,身体の拘束を受けている被疑者について,捜査のため必要があるときを除き,いつでも弁護人等と立会人なく接見する権利を有していると規定している。日本の警察は2008年9月から,被疑者と弁護人等との接見に対して一層の配慮をすることとしており,例えば取調べ中の被疑者について弁護人を与えるにおり、例えば取調べできる限り早期に接見の機会を与えるととものもいて弁護人等から接見の申出があった場合,当該申出があった旨を直ちに弁護人に連絡する、取調べ中の被疑者について弁護人等から接見の申出があった場合,できる限り早期に接見の機会を与えるようにすることとし,上記方策に従った運用がなされている。」と回答した。

しかし、接見指定制度そのものの廃止には言及していないことは看過できないばかりか、前記通達は、接見の申出があっても休憩または食事時間までの取調べを認めて接見申出に取調べの中断効も認めず取調べを優先させていることも問題である。

(2) 被疑者国選制度について

意見の趣旨

日本政府の回答は,事実経過としては間違っていないが,身柄 拘束されているすべての事件に国選弁護人選任を請求する権利 は未だ保障されてないし,また国選弁護人の選任の時期は勾留決 定時とされており,早急な改善が求められる。

¹ Borisenko v. Hungary (852/99)

意見の理由

被疑者国選制度の対象が,「2009年5月より,その対象事件が「死刑又は無期若しくは長期3年を超える懲役若しくは禁錮に当たる事件」に拡大されたところである。これにより,すべての必要的弁護事件について,一定の要件のもと,被疑者段階から国選弁護人を付すこととされた。」のは事実であるが,身柄拘束されているすべての事件に国選弁護人選任を請求する権利は未だ保障されてないし,また国選弁護人の選任の時期は勾留決定時とされており,早急な改善が求められる。

3 捜査機関の所持する証拠の開示について

(1) 意見の趣旨

政府の回答では,現行の開示制度についての問題点の有無を検討の対象とすることが明らかにされており,この点は評価できる。今後の検討により,全面的な証拠開示制度が制定されることを強く求めたい。

(2) 意見の理由

委員会は捜査機関の所持する事件に関するすべての証拠に ついて、弁護人に開示を受ける権利を保障するよう求めた。

検察官は被告人に有利なあらゆる証拠を開示する義務があることは,自由権規約委員会がしばしば明らかにしてきた,刑事訴訟における当事者対等原則の帰結である。

一般的意見 32(90)(裁判所の前の平等と公正な裁判を受ける権利,2007年7月)では,裁判所の前の平等と証拠開示については次のように述べられている。

「13. 裁判所の前の平等という権利は、武器の対等をも確保するものである。これは、区別が法律に基づいており、また客観的かつ合理的な根拠によって正当化できないかぎり、すべての当事者に同一の手続上の権利が与えられなければならず、被告人に対し実際に不利な条件もしくはその他の不公正をもたらさないことを意味する 13。」上記テキストに引用されている注は次のとおりである。「13 Communication No. 1347/2005. Dudko v. Australia. para. 7.4.」また、「33.「十分な便益」には、文書その他の証拠へのア

クセスが含まれていなければならず,アクセスには,検察側が法廷で被告人の罪を立証するために提示する予定のものや被告人の無罪につながるものなどのすべての資料が含まれていなければならない 69。被告人の無罪につながる資料は,無罪を立証する資料だけでなく,防御の助けになる他の証拠(たとえば自白に任意性がないことを示すもの)も含むものと理解されるべきである。」とされている。

政府はこのような所見に対して,「2004年5月の刑事訴訟法の改正により,開示の必要性と弊害を比較考量しつつ,争点の整理や被告人の防御の準備のために証拠が開示されることとなった。引き続き,その運用状況を踏まえ,開示のあり方を検討していきたい。」としている。しかし,「2004年5月の刑事訴訟法の改正」の結果である刑訴法316条の2から32は全証拠開示の制度とは異なり,検察官に「開示の必要性と弊害を比較考量」しての裁量を認める一部開示の制度である。さらに問題なのはその一部開示を得るためには,被告・弁護側は,自らの主張・立証の予定をあらかじめ検察・裁判所に開示しなければならないとされている。ただし,こでは,現行の開示制度についての問題点の有無を検討の対象とすることが明らかにされており,この点は評価できる。今後の検討により,全面的な証拠開示制度が制定されることを強く求めたい。

4 起訴前の保釈等について

(1) 意見の趣旨

「起訴前の勾留期間中にも司法審査が行われ,必要な場合の釈放の措置も備えている」とされているが,制度上だけのことであり,実際にはほとんど機能していない。起訴前保釈制度の欠如は,勾留決定後も被疑者のほとんどを起訴までの期間警察留置場 = 代用監獄に身体拘束し,これを被疑者尋問の期間とする実務と表裏をなしている。ただし,政府は委員会が勧告する起訴前の保釈制度を設けるか否かは今後の検討課題とし,制度の導入を否定していない。このような検討を通じて起訴前の保釈制度の導入を速やかに実現することを強く求める。

(2) 意見の理由

委員会は起訴前の保釈制度の導入を求めている。日弁連はこの所見を受け、未決拘禁における身体不拘束の原則を具体化するため、刑事訴法第207条第1項但し書を削除し、保釈制度を被疑者にも適用し、2009年7月16日に公表した当連合会「出頭等確保措置導入についての提言」記載の出頭等確保措置を導入するよう求めてきた。政府は「我が国においては、制度上、任意捜査が原則であり、被疑者の逮捕及び勾留は、極めて限られた範囲で、かつ、あらかじめ裁判官の審査を経た上で行われることになっており、短い起訴前の勾留期間中にも司法審査が行われ、必要な場合の釈放の措置も備えている。これらに加えて委員会が勧告するところの起訴前の保釈制度を設けるか否かは今後の検討課題である。」とした。

逮捕状,勾留状の発布が捜査官憲の求めるままに行われ,裁判官の審査には弁護人の立会の権利もなく,その実質を欠いていることは,第5回審査の過程で,日弁連から委員会に情報提供したとおりである。

「起訴前の勾留期間中にも司法審査が行われ,必要な場合の釈放の 措置も備えている」とされているが,制度上だけのことであり,実際 にはほとんど機能していない。

起訴前保釈制度の欠如は,勾留決定後も被疑者のほとんどを起訴までの期間警察留置場=代用監獄に身体拘束し,これを被疑者尋問の期間とする実務と表裏をなしている。

ただし,政府は委員会が勧告する起訴前の保釈制度を設けるか否か は今後の検討課題とし,制度の導入を否定していない。このような検 討を通じて起訴前の保釈制度の導入を速やかに実現することを強く 求める。

第4 取調べと捜査のあり方について(第19項)

1 取調べ時間の法的な規制について

(1) 意見の趣旨

政府は内部規則によって適切な規制がなされているとするが,委員会は内部規則ではなく,制裁措置の伴った法律によって取調時間を規制することを求めているのであり,捜査の流動性や事件の多様性によって左右されるような内部規則では,虚偽の自白に至る強圧的な取調は防止できない。政府は,委員会の勧告に従うべきである。

(2) 意見の理由

委員会は「締約国は,虚偽自白を防止し,規約第 14 条のもとの被疑者の権利を確保するとの観点から,被疑者の取調べの時間に対する厳格な時間制限や,これに従わない場合の制裁措置を規定する法律を採択」することを求めた。

日弁連は、この所見を踏まえて、「刑事訴訟法を改正し、1日に取調べのできる時間の上限を5時間(午前2時間、午後3時間)とする。取調べ時間を午前10時から午後5時までとする(食事時間、休憩時間をとる)。但し、やむを得ない場合は裁判所の許可を得て、必要かつ相当な範囲で取調べができる。

逮捕又は勾留された被疑者・被告人の取調べは,食事,就寝 その他,予め施設において定められた動作時限に従わなくては ならないこととし,夜間の時間帯は取調べを禁止する。」との 制度改革を求めた。

政府はコメントにおいて、「捜査の流動性や事件の多様性にか んがみると,一定時間を超える取調べや特定の時間帯における取調 べを法律で一律に禁止するには至っていない。」ことを認めつつ, 「近年,我が国の警察及び検察では,被疑者に過度の負担をかける ことがないよう、従前にも増して取調べの時間及び時刻について配 慮しており,やむを得ない理由がある場合のほか,深夜に又は長時 間にわたり被疑者の取調べを行うことを避けることとしている。」 とし、「警察においては、深夜に又は長時間にわたる取調べを原則 として避けなければならないとする規定を内部規則に明記し,1日 につき8時間を超えて取調べを行うとき等には警察本部長等の事前 の承認を受けることとした上,この事前の承認を受けずにこのよう な取調べを行った場合,取調べの中止その他の措置を講ずることも 内部規則に明記している。」「さらに,最近,我が国の警察及び検 察では,取調べ過程・状況を書面で記録するとともに,その内容を 被疑者に確認させて,その署名指印を得ることなどの措置を講じる こととしており、警察においては、この点についても内部規則に規 定した。」と述べている。

しかし,委員会は内部規則ではなく,制裁措置の伴った法律によって取調時間を規制することを求めているのであり,捜査の流動性

や事件の多様性によって左右されるような内部規則では,虚偽の自 白に至る強圧的な取調べは防止できないと考えられているのであ る。政府は,委員会と日弁連の求めに従わなければならない。

2 取調べの全面可視化と弁護人の取調べ立会について

(1) 意見の趣旨

政府回答に説明されているような,自白場面だけの一部録画は, 録画されていない場面での自白強要等を全く防止し得ない上,事実 認定者に対し,自白に対する誤った印象を与えかねず,かえって危 険ですらある。このような一部録画は,委員会の求める「取調べの 全過程における録画機器の組織的な利用」には該当しない。

もっとも政府は、これに引き続いて、「なお、政府は、本件について、諸外国における捜査手法、取調べの可視化の状況等犯罪捜査のあり方についての調査研究を含め、その対応方策を検討している。」として、政府として全面的な取調べの録音録画について、諸外国における捜査手法を含めて対応方策を検討しているとした。現在検討が進行中であるとしている点は、取調べ全過程の録画へ向けた法務大臣の積極的な姿勢を反映した回答であると評価することはできるものの、不十分である。より端的に、民主党の政策に明確に示されていた全面的な録音録画に政府として踏み切るとの明確な姿勢を示すべきである。

(2) 意見の理由

委員会は,「取調べの全過程における録画機器の組織的な利用を確保し,取調べ中に弁護人が立会う権利を全被疑者に保障」することを求めた。

日弁連は、この総括所見を踏まえて、「刑事訴訟法を改正し、被疑者又は被告人の取調べにあたっては、あらかじめ、弁護人に対して取調べに立ち会う機会を与えることとし、被疑者・被告人または弁護人が、取調べへの立会いを求めた場合には、立会いなくして取調べを行うことはできない。」「被疑者又は被告人の取調べの状況は、取調べの開始の時点から終了までのすべての過程について電子的に録画する。」ことを求めた。

これに対して、政府は、「警察においては、裁判員裁判におい

て,自白の任意性に関し,裁判員にも分かりやすく,効果的・効率 的な立証方策を検討するため,裁判員裁判対象事件に関し,取調べ の機能を損なわない範囲内で,警察官による被疑者の取調べのうち 相当と認められる部分の録音・録画の試行を実施している。

また、検察においては、裁判員裁判における自白の任意性の効果的・効率的な立証方策の検討の一環として、裁判員裁判の対象となる一定の重大事件について、検察官の判断と責任において、取調べの機能を損なわない範囲内で相当と認められる部分の録音・録画を試行し、2009年2月、最高検察庁がこれら試行結果をとりまとめて検証したところであり、同検証結果を踏まえ、同年4月以降、原則として、裁判員裁判対象事件のうち自白事件の全件について、上記のような録音・録画を実施している。」とし、現行の限定された一部録音録画制度を紹介している。

しかし,自白場面だけの一部録画は,録画されていない場面での自白強要等を全く防止し得ない上,事実認定者に対し,自白に対する誤った印象を与えかねず,かえって危険ですらある。このような一部録画は,委員会の求める「取調べの全過程における録画機器の組織的な利用」にはおよそ該当しないというべきである。

もっとも政府は、これに引き続いて、「なお、政府は、本件について、諸外国における捜査手法、取調べの可視化の状況等犯罪捜査のあり方についての調査研究を含め、その対応方策を検討している。」として、政府として全面的な取調べの録音録画について、諸外国における捜査手法を含めて対応方策を検討しているとした。現在検討が進行中であるとしている点は、取調べ全過程の録画へ向けた法務大臣の積極的な姿勢を反映した回答であると評価することはできるものの、不十分である。より端的に、民主党の政策に明確に示されていた全面的な録音録画に政府として踏み切るとの明確な姿勢を示すべきである。

取調べへの弁護人の立会いについては、弁護人の選任と接見についての状況が報告され、それらによって「取調べの適正確保が進んでいる」としているだけであり、意味のある回答とはなっていない。

3 捜査のあり方とその刑事手続における役割について

(1) 意見の趣旨

刑事訴訟の目的が事案の真相を明らかにすることにあり,警察官の行う捜査についても,事案の真相を明らかにして事件を解決することが基本とされているという回答は的外れである。仮に刑事裁判の目的のひとつが「事案の真相の解明」にあるとしても,そのための準備の手続に過ぎない捜査の役割が真実を確定することでなく,証拠の収集であることは明らかであり,この前提を確認することは自白偏重の捜査を転換していく出発点となるはずである。この当然の理を端的に認めない政府の回答は不可解であり,委員会の真意を理解しないものであって甚だ遺憾である。

(2) 意見の理由

委員会は「締約国は,また,刑事捜査における警察の役割は,真実を確定することではなく,裁判のために証拠を収集することであることを認識し,被疑者による黙秘は有罪の根拠とされないことを確保し,裁判所に対して,警察における取調べ中になされた自白よりも現代的な科学的な証拠に依拠することを奨励するべきである。」と勧告した。

この指摘は、志布志事件、足利事件や布川事件など最近明らかになった深刻な誤判事件が、客観的な証拠を積み上げるのではなく、 捜査機関が自白の獲得によって事件を決着させようとしたことを 原因としているという正確な理解に立脚している。誤判を未然に防 止するためには、長時間の取調と自白偏重の捜査こそが改められな ければならないという極めて重要な中味を含んでいる。

日弁連は、このような指摘を踏まえ、「残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱いによりなされた自白」や「取調時間の制限に違反して採取された自白」を証拠とすることができないことを法定し、さらに鑑定資料の再鑑定のための保管なども求めてきた。

しかし、政府はコメントにおいて、「我が国においては、捜査段階から起訴・公判段階を経て、刑の執行段階にいたるまでのすべての刑事手続について規定する刑事訴訟法が、「事案の真相を明らかにし、刑罰法令を適正且つ迅速に適用実現することを目的とする」(第1条)と定めており、警察官の行う捜査についても、事案の真相を明らかにして事件を解決することが基本とされているところ

である。」という的外れの回答しかしていない。仮に刑事裁判の目的のひとつが「事案の真相の解明」にあるとしても,そのための準備の手続に過ぎない捜査の役割が真実を確定することでなく,証拠の収集であることは明らかであり,この前提を確認することは自白偏重の捜査を転換していく出発点となるはずである。この当然の理を端的に認めない政府の回答は不可解であり,委員会の真意を理解しないものであって甚だ遺憾である。

第5 独居拘禁について(第21項)

1 死刑確定者の独居拘禁原則について

(1) 意見の趣旨

政府の回答は運用の改善によって対処するというものであるが、 その方向性は、単独処遇の原則はあくまで維持しながら代替措置を 講じるというものにすぎず、またその内容にも新規性はなく、委員 会の勧告に応えるものではない。

(2) 意見の理由

委員会は「死刑確定者が,精神的及び情緒的な安定性を確保するという名目により,昼夜にわたり単独室に拘禁されていること」に 懸念を表明し,「死刑確定者の単独拘禁の原則を緩和する」ことを求めた。

日弁連は刑事被収容者処遇法の改正時から一貫して「心情の安定」を権利制約の根拠とすることに反対し,死刑確定者の独居原則にも反対してきた。

政府は「死刑確定者が心情の安定を得るために有益と認められる場合には,他の死刑確定者との接触を許すことも可能である旨を定めている。また,刑事施設では,死刑確定者が孤独に苦しむことがないよう,民間の篤志家による面接,宗教教誨の機会を与えたり,必要に応じて職員が面接を実施しているほか,ビデオやテレビの視聴の機会を与えるなど,その心情の安定を図るための処遇を工夫しているところであり,今後も処遇の充実を図っていきたい。」と回答した。

政府の回答は運用の改善によって対処するというものであるが, その方向性は,単独処遇の原則はあくまで維持しながら代替措置を 講じるというものにすぎず、またその内容にも新規性はなく、委員会の勧告に応えるものではない。独居拘禁の原則が死刑確定者の心身に与える影響は深刻であり、居室外での相互接触を実質的に保障するよう、被収容者処遇法36条を改正することが必要不可欠である。

2 保護室収容について

(1) 意見の趣旨

政府の回答は保護房の収容について適切な運用に努力するとの 回答であるが,運用による改善は限界があり,勧告通り,保護房収 容の限界を定め,医師の事前の診察を法律上義務づけるべきであ る。

(2) 意見の理由

委員会は「被収容者が事前に医師の診察なく保護室に拘禁されることができ、その期間は当初 7 2 時間であり無制限に更新可能であるという報告」に懸念を表明し、「保護室への収容には期間の上限を設けると共に事前に身体及び精神面の診察を行」うことを勧告した。

政府は「収容する要件がなくなったときは,直ちに収容を中止することとされているほか,被収容者を保護室に収容し,又はその収容の期間を更新した場合には,速やかに刑事施設の医師の意見を聴かなければならないこととし,被収容者の健康面に配慮することとしている。このように保護室への収容期間や医師の関与につては,既に法律上必要な要件が明記され,個別の被収容者の事情を踏まえ,医師の意見を聴取しつつ,適切に運用がされている。そもそも保護室収容の措置は被収容者の保護等を目的とするものであり,一律に収容の最長期間を設けたり,収容に先立ち必ず医師の関与を求めることとした場合には,かえって被収容者の保護を図るための時機に応じた措置がとれなくなるなどの問題が生ずる場合もある。

もとより,我が国としても,保護室に収容された被収容者の健康 状態には十分に注意しなければならないと認識しており,今後も保 護室収容の適正な運用に努めたい。」と回答した。

この点についても,適切な運用に努力するとの回答であるが,日

弁連が一貫して求めているように、「保護室の収容については、原則を48時間、更新は24時間毎とし、最長期は7日間を限度とするなどの措置を明確に規定すべきである。」また、「医師の意見聴取の規定は、「当該受刑者を事前に診断し、その意見を聴かなければならない」ものと改正するべきである。

3 受刑者に対する独居拘禁について

(1) 意見の趣旨

政府回答が「今後においてもなるべく昼夜単独室において処遇することとならないよう」努力するとした点は,前向きの回答であると評価できるが,制度の運用面での努力を約束したものに過ぎない。日弁連は隔離収容についての期間の最長期限の限定を行うことを求める。また,法の定めた保障の範囲外に,従来の昼夜独居と同様の処遇を,下位法令によって作り出している実務は,隔離収容であれば保障される一定期間ごとの医師の診察も実施されず,刑事被収容者処遇法の隔離収容規定の脱法であり,このような実務的な扱いは直ちに停止するべきである。

(2) 意見の理由

委員会は「無期刑受刑者の中にも長期間にわたり単独室拘禁に付されている者がいることに懸念を有する。委員会はまた,一定の範疇の受刑者は,分離された「収容区画」に収容され,その措置に対して不服申立てをする機会が与えられていないという報告」に懸念を有するとし,「単独室拘禁は限定された期間の例外的措置にとどめることを確保し,また,明確な基準ないし不服申立ての機会もないまま一定の受刑者を「収容区画」に隔離する実務を廃止するべきである。」と勧告した。

これに対して,政府は「このような処遇を受ける受刑者に対しては,職員が面接して集団処遇に移行する意思を持たせるよう努めたり,精神科医師による診察を実施するなど,昼夜単独室処遇を行っている理由の解消に努めるなどの措置を講じている。

また、昼夜単独室処遇についても、不服申立て制度の対象とされているほか、その適正な運用を確保するために法務省及び矯正管区による実地監査や刑事施設視察委員会による視察等の各種措置が

講じられているところであり,今後においてもなるべく昼夜単独室において処遇することとならないよう処遇の充実に努めたい。」と回答した。

「今後においてもなるべく昼夜単独室において処遇することとならないよう」努力するとした点は,前向きの回答であると評価できるが,制度の運用面での努力を約束したものに過ぎない。

日弁連はこの勧告を確実に実現するために,まず隔離収容についての期間の最長期限の限定を行うことを求める。この点は,新法制定時の,日弁連の強い要望であった。日弁連は独居拘禁の最長期間を6ヶ月に制限し,単独室拘禁が例外的な措置であることを確保するべきであると考える。このような期間が経過したときは,少なくともいったんは集団処遇を試みるである。また,法の定めた保障の範囲外に,従来の昼夜独居をである。また,下位法令によって作り出している実務は,隔離収容であれば保障される一定期間ごとの医師の診察も実施されず,刑事被収容者処遇法の隔離収容規定の脱法であり,このような実務的な扱いは直ちに停止するべきである。

以上

添付資料

(政府コメントの全文と外務省によるフォローアップ対象所見の翻訳*2)

自由権規約委員会の最終見解(CCPR/C/JPN/CO/5) に対する日本政府コメント

1.日本の第5回政府報告に関する自由権規約委員会の最終見解において,同委員会は日本政府に対し, 特定の勧告に対するフォローアップの情報を1 年以内に提出するよう要請した。 フォローアップを求められた右勧告事項の現状は以下のとおりである。なお,日本政府は,人権侵害救済機関の創設,個人通報制度を定めている関係条約の選択議定書の批准等を重要な課題と位置づけて取組んでいくこととしている。

パラ17

締約国は,死刑事件について義務的再審査制度(mandatory system of revi ew)を採用し,死刑事件の再審又は恩赦請求が執行停止の効力を持つことを確保すべきである。執行停止の乱用を防止するために恩赦請求の回数に制限を設けることはありうる。また締約国は,死刑確定者と再審に関する弁護士との間の全ての面会の厳格な秘密性についても保証すべきである。

2.義務的再審査制度の採用について

我が国の刑事訴訟手続においては,三審制の下で有罪の認定及び刑の量定等について上訴が広範に認められ,また,死刑事件では必ず付される弁護人にも上訴権が付与されており,現に,死刑判決がなされた多数の事件で上訴がなされている状況にある。

3. 死刑事件の再審又は恩赦請求の執行停止の効力について

我が国の制度では,死刑事件の再審又は恩赦請求に執行停止の効力はない。ただし,死刑執行命令を発するに当たっては,その重大性にかんがみ,再審請求や恩赦の出願についても,回数にかかわらずその事情を十分斟酌

^{*2}意見書本文においては,総括所見の翻訳は日弁連仮訳によっているので,訳文は一致しない。

することとしている。

4.再審開始決定が確定していない死刑確定者と弁護士との間の面会について

まず,裁判所の再審開始決定が確定した死刑確定者と弁護人との間の面会については,未決拘禁者(被告人)に関する法律の規定(刑事訴訟法第39条)が準用され,職員の立会いなどの措置は行われない。

また,いまだ再審開始決定が確定していない死刑確定者と弁護士との間の面会については,刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律に定める一定の要件が認められる場合に,刑事施設の長の裁量により,職員の立会いなどの措置を省略することができることとされている。

上述の「一定の要件」が認められない場合には,死刑確定者の収容の性質上,身柄の確保が特に強く要請されること及び心情を把握する必要性が特に高く認められることから,面会には職員が立ち会うこととなるところ,「一定の要件」の有無の認定は,画一的に行うことなく,個別の事情に照らして慎重に行っている。指摘について,法的な担保措置や運用の改善の要否について検討していきたい。

パラ18

締約国は、代替収容制度を廃止するか、規約第14条に規定される全ての保障の完全な遵守を確保するべきである。また、締約国は、全ての被疑者に対して、取調べ中も含めて、弁護士と秘密裏に接見できる権利、嫌疑のある犯罪の種類にかかわらず逮捕された瞬間から法的援助にアクセスできる権利、及び、診療記録を含む事件に関係する全ての警察の記録にアクセスできる権利が保障されることを確保するべきである。また、締約国は、起訴前保釈制度を導入すべきである。

5.代替収容制度及び規約第14条について

日本の刑事司法制度においては、被疑者の逮捕後、最長20日間という 比較的短期間の勾留期間内に極めて広範かつ綿密な捜査を遂げ、起訴又は 釈放の判断を行うことが求められているため、被疑者の勾留場所には、 捜査機関と近接した場所であること、 取調室等の設備が十分に整備され ていること、という条件が必要である。また、被疑者と弁護人、家族等と の面会の便に資するためには、それらの者が面会に訪れやすい場所にある ことも必要になる。しかしながら,現在の日本では,留置施設に比べて刑事施設の数が少なく,増設についても多額の予算を要するなど容易ではないことから,代替収容制度は,迅速かつ適正な犯罪捜査を遂行する上でも,また,被疑者と弁護人,家族等との面会の便にも資するとして運用されている。

また, 代替収容制度は, 以下に述べるとおり, 法的にコントロール されている。

まず、日本では、刑事訴訟法上、いわゆる推定無罪の原則、黙秘権、弁護人選任権は十分保障されており、これらは被疑者が留置施設に勾留されている場合も同様である上、被疑者の勾留については十分な司法審査を経ることとされており、勾留場所も裁判官が決めているところである。

また、日本の警察では、従来から、代替収容制度の下、捜査員が被留置者の処遇をコントロールすることを禁止し、 留置業務の主管は捜査を担当しない総務(警務)部門とするなど、「 捜査と留置の分離」 を徹底して、人権に配慮した処遇を行ってきたところである。特に、2007年施行の刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律においては、

「捜査と留置の分離」の原則が法律上明確に規定されたほか, 部外の第三者からなる留置施設視察委員会が留置施設を視察したり被留置者と面接したりするなどした上で留置業務管理者に意見を述べる制度の新設,被留置者による不服申立制度の整備, 被留置者に関する食事の支給,医療上の措置,面会,信書の発受等の各種処遇について刑事施設における被収容者に対する処遇と同等の処遇の確保, 留置担当官に対する人権教育の実施などが規定されている。

さらに、警察では、昨年以降、警察官に対し、改めて規約そのものや自由権規約委員会の勧告の内容等についての指導教養を実施するなどし、捜査活動と留置業務の分離を徹底し、被留置者の人権に配慮した適正な留置業務を実施している。

6 . 弁護士と秘密裏に接見できる権利,法的援助にアクセスする権利について

日本の刑事訴訟法第39条第1項は,身体の拘束を受けている被疑者について,捜査のため必要があるときを除き,いつでも弁護人等と立会人なく接見する権利を有していると規定している。日本の警察は2008年9月から,被疑者と弁護人等との接見に対して一層の配慮をすることとして

おり,例えば取調べ中の被疑者について弁護人等から接見の申出があった場合,できる限り早期に接見の機会を与えることとしている。

また、検察では、2008年4月、取調べの適正を一層確保するため、 検察における取調べ適正確保方策を公表し、 取調べ中に被疑者から弁護 人と接見したい旨の申出があった場合、当該申出があった旨を直ちに弁護 人に連絡する、 取調べ中の被疑者について弁護人等から接見の申出があった場合、できる限り早期に接見の機会を与えるようにすることとし、上 記方策に従った運用がなされている。

さらに、被疑者の法的援助にアクセスする権利であるが、被疑者の国選 弁護については、従来より、「死刑又は無期若しくは短期1年以上の懲役 若しくは禁錮に当たる事件」につき、勾留されている被疑者が貧困その他 の事由により弁護人を選任することができないとき等は、裁判官は、被疑 者のため国選弁護人を付すこととされていたが、2009年5月より、そ の対象事件が「死刑又は無期若しくは長期3年を超える懲役若しくは禁錮 に当たる事件」に拡大されたところである。これにより、すべての必要的 弁護事件について、一定の要件のもと、被疑者段階から国選弁護人を付す こととされた。

このように弁護士と秘密接見できる権利等については,最近導入された 上記諸制度の積極的運用を含め,勧告の趣旨を十分踏まえつつ対応に努め ている。今後も,必要な措置があるか検討し,適切な対応に努めていきた い。

7.証拠開示について

2004年5月の刑事訴訟法の改正により,開示の必要性と弊害を比較考量しつつ,争点の整理や被告人の防御の準備のために証拠が開示されることとなった。引き続き,その運用状況を踏まえ,開示のあり方を検討していきたい。

8.起訴前保釈について

我が国においては、制度上、任意捜査が原則であり、被疑者の逮捕及び 勾留は、極めて限られた範囲で、かつ、あらかじめ裁判官の審査を経た上 で行われることになっており、短い起訴前の勾留期間中にも司法審査が行 われ、必要な場合の釈放の措置も備えている。これらに加えて委員会が勧 告するところの起訴前の保釈制度を設けるか否かは今後の検討課題であ る。

パラ19

締約国は、虚偽の自白を防止し、規約第14条に定められている被疑者の権利を確保するため、取調べの厳格な時間制限や法律を遵守しない行為への制裁につき規定する立法措置を取るとともに、取調べの全過程について体系的に録音・録画し、さらに全ての被疑者に、弁護人が取調べに立ち会う権利を保障すべきである。また、締約国は、犯罪捜査における警察の役割は、真実を発見することより、公判のための証拠を収集することであることを認識し、被疑者の黙秘が有罪であることを示すものではないことを確認し、警察の取調べにおいてなされた自白よりも現代的な科学的証拠に依拠するよう、裁判所に働きかけるべきである。

9.取調べ時間の制限及び違反に対する制裁の立法化について

捜査の流動性や事件の多様性にかんがみると,一定時間を超える取調べや特定の時間帯における取調べを法律で一律に禁止するには至っていない。

もっとも、近年、我が国の警察及び検察では、被疑者に過度の負担をかけることがないよう、従前にも増して取調べの時間及び時刻について配慮しており、やむを得ない理由がある場合のほか、深夜に又は長時間にわたり被疑者の取調べを行うことを避けることとしている。警察においては、深夜に又は長時間にわたる取調べを原則として避けなければならないとする規定を内部規則に明記し、1日につき8時間を超えて取調べを行うとき等には警察本部長等の事前の承認を受けることとした上、この事前の承認を受けずにこのような取調べを行った場合、取調べの中止その他の措置を講ずることも内部規則に明記している。

さらに、最近、我が国の警察及び検察では、取調べ過程・状況を書面で記録するとともに、その内容を被疑者に確認させて、その署名指印を得ることなどの措置を講じることとしており、警察においては、この点についても内部規則に規定した。

10. 取調べの全過程を体系的に録音・ 録画することについて

警察においては、裁判員裁判において、自白の任意性に関し、裁判員に も分かりやすく、効果的・効率的な立証方策を検討するため、裁判員裁判 対象事件に関し,取調べの機能を損なわない範囲内で,警察官による被疑者の取調べのうち相当と認められる部分の録音・録画の試行を実施している。

また,検察においては,裁判員裁判における自白の任意性の効果的・効率的な立証方策の検討の一環として,裁判員裁判の対象となる一定の重大事件について,検察官の判断と責任において,取調べの機能を損なわない範囲内で相当と認められる部分の録音・録画を試行し,2009年2月,最高検察庁がこれら試行結果をとりまとめて検証したところであり,同検証結果を踏まえ,同年4月以降,原則として,裁判員裁判対象事件のうち自白事件の全件について,上記のような録音・録画を実施している。

このような警察及び検察における録音・録画は,取調室の状況や取調官の発問状況,被疑者の表情,声の様子,挙動等を客観的に明らかにするものであり,録音・録画された取調べの中において,被疑者が自白の経緯や取調べ状況について自由に供述する機会が与えられていること,犯罪を立証する上で不利な供述がなされても途中で録音・録画が中断されることがないとされていること,録音・録画記録については,その終了後に一切改変や編集を加えることなくそのまま弁護人に開示されている。

なお、政府は、本件について、諸外国における捜査手法、取調べの可視 化の状況等犯罪捜査のあり方についての調査研究を含め、その対応方策を 検討している。

11.取調べへの弁護人の立会いについて

2009年5月から,被疑者国選弁護制度の対象事件が死刑,無期又は長期3年を超える懲役又は禁錮に当たる事件へと拡大されているところであり,このように身柄拘束中の被疑者が早期に国選弁護人を選任し,接見の際の助言等の援助を受ける道が大きく開かれたことや,上記9及び10に記載したような取調べの適正確保方策等が講じられていることから,これらの措置により,取調べの適正確保が進んでいる。

12. 警察の役割について

我が国においては、捜査段階から起訴・公判段階を経て、刑の執行段階にいたるまでのすべての刑事手続について規定する刑事訴訟法が、「事案の真相を明らかにし、刑罰法令を適正且つ迅速に適用実現することを目的とする」(第1条)と定めており、警察官の行う捜査についても、事

案の真相を明らかにして事件を解決することが基本とされているところである。

パラ21

締約国は,死刑確定者を単独室に収容するという規則を緩和し,単独室収容は期間を限定した例外的な手段であることを保証し,(保護室収容について)最長期間を明確化し,また,保護室に留置される者の事前の健康診断や精神鑑定を必要とすべきである。さらに,明確な基準及び不服申立ての可能性なしに,特定の被収容者を居室棟に分離するという運用を中止すべきである。

13. 死刑確定者を昼夜単独室に収容する規則を緩和し,期間を限定した例外的な手段であることを保障すべきとの意見について

刑事施設においては,死刑確定者の身柄を確保するとともに,その者が心情の安定を得られるように注意する必要があり,刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律は,死刑確定者の処遇は,昼夜,単独室において行うこととし,原則として,居室外においても相互に接触させないこととしている。

もっとも,同法律は,死刑確定者が心情の安定を得るために有益と認められる場合には,他の死刑確定者との接触を許すことも可能である旨を定めている。また,刑事施設では,死刑確定者が孤独に苦しむことがないよう,民間の篤志家による面接,宗教教誨の機会を与えたり,必要に応じて職員が面接を実施しているほか,ビデオやテレビの視聴の機会を与えるなど,その心情の安定を図るための処遇を工夫しているところであり,今後も処遇の充実を図っていきたい。

14. 保護室収容について最長期間の制限を導入し,また,収容に当たっては被収容者の心身について事前に診察することを義務付けるべきとの 意見について

保護室は,自身を傷つけるおそれがある被収容者や,刑務官の制止に従わず大声又は騒音を発する被収容者などを保護するため必要と認められる場合に,被収容者の鎮静又は保護を図るために一時的に収容するものである。

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律において、保護室への

収容期間は72時間以内とされ,特に継続の必要がある場合には,48時間ごとに更新することができるが,収容する要件がなくなったときは,直ちに収容を中止することとされているほか,被収容者を保護室に収容し,又はその収容の期間を更新した場合には,速やかに刑事施設の医師の意見を聴かなければならないこととし,被収容者の健康面に配慮することとしている。

このように保護室への収容期間や医師の関与については,既に法律上必要な要件が明記され,個別の被収容者の事情を踏まえ,医師の意見を聴取しつつ,適切に運用がされている。そもそも保護室収容の措置は被収容者の保護等を目的とするものであり,一律に収容の最長期間を設けたり,収容に先立ち必ず医師の関与を求めることとした場合には,かえって被収容者の保護を図るための時機に応じた措置がとれなくなるなどの問題が生ずる場合もある。

もとより,我が国としても,保護室に収容された被収容者の健康状態には十分に注意しなければならないと認識しており,今後も保護室収容の適正な運用に努めたい。

15. 明確な定義や不服申立ての可能性なしに一定の被収容者を隔離する運用を中止すべきとの意見について

自由権規約委員会の指摘は,昼夜単独室処遇の運用に関するものと思われるが,刑事施設においては,集団生活を望まず昼夜単独室処遇を強要する受刑者や,心身の健康状態等により集団での処遇が困難な受刑者がおり,このような集団処遇になじまない受刑者について,昼夜単独室において処遇することがある。

このような処遇を受ける受刑者に対しては,職員が面接して集団処遇に移行する意思を持たせるよう努めたり,精神科医師による診察を実施するなど,昼夜単独室処遇を行っている理由の解消に努めるなどの措置を講じている。

また、昼夜単独室処遇についても、不服申立て制度の対象とされている ほか、その適正な運用を確保するために法務省及び矯正管区による実地監 査や刑事施設視察委員会による視察等の各種措置が講じられているとこ ろであり、今後においてもなるべく昼夜単独室において処遇することとな らないよう処遇の充実に努めたい。